

東海学院大学短期大学部

平成 27 年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東海学院大学短期大学部

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東海学院大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神を「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」と明示し、学是「ひとづくり」を掲げている。教育理念を「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成」と定めている。大学の教育研究上の目的を具体的に明示しており、幼児教育学科の教育研究上の目的も具体的に明示している。外部環境の変化に伴い、4学科のうち、食物栄養学科と介護福祉学科を四年制に改組している。学内外の環境の変化に対応するための教育の使命・目的及び教育目標の点検を毎年実施している。建学の精神、教育方針は、大学案内やホームページに掲載している。平成23(2011)年度から5か年の経営改善計画を策定している。

「基準2. 学修と教授」について

入学者受入れ方針を明示し、大学説明会、ホームページ、入学試験要項などを通して、受験関係者に周知するなど、学生確保に努めているが、収容定員が未充足の状態である。学科の教育目的に沿った教育課程編成方針を、「履修のてびき」等に明示し、幼稚園教諭・保育士の養成に必要な教育課程を体系的に編成している。中途退学者等への対応は、教員間連携体制の整備、保護者教育相談会の開催などを通して、成果を挙げている。単位認定、卒業認定の基準を学則に明示し、厳正に適用している。学生の履修状況、成績などを把握して、きめ細かい学修指導が行われている。学生生活委員会、クラス担任・副担任制、学生生活課、学生相談室、保健センターなど、学生生活の安定のための組織体制が整えられている。教員の配置は法令上の基準を満たしており、職位構成も妥当であり、教員が保持する学位も水準に達している。校地、校舎、図書館等の教育環境は、バリアフリー化が計画的に進められている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為等に基づき理事会、評議員会の役割が定められており、法人及び短期大学部の事務組織・所掌事項は規定されている。理事会は、「学校法人神谷学園寄附行為」等において規定され、ほぼ毎月の定例会及び必要に応じて臨時に開催し、使命・目的の達成に向けた意思決定が行われている。教育研究に関する審議機関としての教授会を補完する役割を担う「役職者会議」が置かれている。管理部門と教学部門間又は教職員間における相互チェックやコミュニケーションの円滑化を図る工夫がなされている。規則に基づき事務組織・職務分担を明確にしている。教職員の任用・配置に当たっては、「学校法人神谷学園 就業規則」「任用規則」等において規定され、適切に運用されている。短期大学部の管理運営上

の諸問題に対しては、毎月1回定期的に学長が議長となり「役職者会議」を開催し、その解決に向けた協議を行っている。会計処理は各種規則に基づき適正に行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

平成4(1992)年に「自己点検運営委員会規約」を制定し「自己点検運営委員会」を組織するなど、早い段階から自主的に自己点検・評価を実施する体制を構築している。

自己点検・評価は、客観性の高いエビデンスに基づき実施されている。報告書は、「学生生活調査」「授業アンケート」「保健活動年間報告」など具体的なデータに基づき作成されている。その中で発見された改善・向上が必要な事項を「役職者会議」・教授会等にフィードバックされ、改善・対応策が検討実施に移され、その結果を「役職者会議」・教授会等に報告・審議する流れとなっている。このように、全学でPDCAサイクルを回す仕組みができています。

総じて、短期大学部は使命・目的が明確に定められ、国際的視野を備えた人材の育成を行っている。財務内容も改善傾向にあるので、より一層の学生の確保に務められたい。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

建学の精神を学則に「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」と明示している。また、建学の精神をわかりやすく伝えるため、学是「ひとづくり」を掲げている。教育理念を「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成」と定めている。

建学の精神、教育理念を踏まえた使命・目的及び教育目的は、学則に明示されているとともに、大学案内、ホームページなどにおいても明確かつ簡潔に文章化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

短期大学部の教育研究上の目的を学則において職業教育に重点を置く高等教育を施すとし、幼児教育学科の教育研究上の目的を「他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を培い、自主・自立の人材」及び「子どもの心身の健やかな成長・発達について深い知識と高い技能を有し、子どもの成長・発達と健康の増進維持を支援する実践的力量をもった人材の養成」と具体的に明示されており、学校教育法及び設置基準に適合している。社会環境の変化に伴い、4学科のうち、食物栄養学科と介護福祉学科を四年制に改組している。

平成 20(2008)年に共学化し、名称を東海学院大学短期大学部と変更し、児童教育学科と福祉専攻科の 1 学科 1 専攻科を設置した。その後、学科再編を行い、平成 25(2013)年に児童教育学科を募集停止し、平成 26(2014)年度から保育士養成定員を増やした「幼児教育学科」を設置している。このような短期大学部の変遷に対応して、教育の使命・目的及び教育目標の点検を毎年実施している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的については、理事会、評議員会、また毎年 4 月に開催される教職員の親睦団体である「東林会」で、理事長でもある学長が建学の精神を踏まえ、説明を行い、理解と支持を得るようにしている。

建学の精神及び使命・目的等については、ホームページや「キャンパスガイド」「履修のてびき」などに記載し、学内外に周知している。新生には、入学式やオリエンテーション等で使命・目的、教育目的について説明し、浸透に努めている。

使命・目的及び教育目的は、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。平成 23(2011)年度から 5 か年の経営改善計画を策定している。教育研究組織は、使命・目的及び教育目的等に整合した組織となっている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

入学者受入れ方針を「東海学院大学短期大学部が求める人物像」及び「幼児教育学科のアドミッションポリシー」において明示し、大学説明会、ホームページ、入学試験要項などを通して、受験関係者に周知している。

入試では、この受入れ方針に基づく試験問題を自ら作成して、多様な選考方法を工夫している。また、教職員で構成される「入学試験委員会」が中心となって入試を運営し、可否を決定して教授会に報告するなど、適切な体制のもとで入学者を選抜している。

入学定員及び収容定員に沿った学生受入れについては、定員未充足の状態であるが、入試制度を改革し、入試広報活動を強化するなど、学生確保のための努力を重ねている。

【参考意見】

○学科の収容定員充足率については、定員未充足の状態であるので、定員確保に向けて、一層の工夫・努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学科の教育目的に沿った教育課程編成方針を「履修のてびき」等に明示し、幼稚園教諭・保育士の養成に必要な教育課程を体系的に編成している。

「専門教育科目」では、「子ども医療」「子ども体育」「子ども音楽」「子ども心理」の 4 コースを履修モデルとして設定し、得意な分野を持つ保育者の養成を目指している。また、

「教養教育科目」「自由科目」の開設を通して、幅広い知識を持つ保育者の養成に意を用いている。

キャップ制を実施するなど、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。教授方法の工夫・開発については、教務委員会と教務課の連携体制を整備し、教職員協働による検討を進めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

クラス担任制の整備、「学習支援オフィスアワー」制の実施、わかりやすく編集された「履修のてびき」に基づくガイダンスの実施などを通して、丁寧な学修支援及び授業支援を行っている。各種委員会における教員と事務職員の協議などを通して、教職員協働による学生への支援を進めている。

中途退学者等への対応については、クラス担任と授業担当教員の連携、また保護者教育相談会の開催などを通しての家庭との連携により、きめ細かい指導を行い、成果を挙げている。

授業評価アンケートの実施、学生意見箱の設置などにより、学生の声をくみ上げ、学修支援及び授業支援体制の改善に反映させる仕組みを構築している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、卒業認定の基準を学則に明示し、厳正に適用している。各授業科目の成績評価については、その方法及び基準をシラバスに明記することにより、評価の公平性を保とうとしている。

また、GPA(Grade Point Average) 制度を導入し、授業に係る単位の実質化を図るとともに、GPA を履修指導の資料として活用することなどを通して、教育の質保証を実現しようとしている。

他短期大学における既修得単位の認定単位数については、法令に適合した上限を学則に規定している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

社会的・職業的自立に関する指導・支援については、キャリア・デザイン委員会とキャリアデザイン課が中心となって組織的かつ計画的に実施されている。その体制のもとで、クラス担任、科目担当教員及びキャリアデザイン課に常駐する専門教員とが連携して学生の相談に応じ、助言を行っている。また、年間を通じて、各種資格取得講座、インターンシップやボランティアの支援、就職説明会、公務員試験直前対策講座、幼稚園・保育園ガイダンス、マナー講座、教員採用試験ガイダンス、大学院進学ガイダンス等を実施しており、幼児教育学科卒業生の就職率も極めて高い。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況を点検するために、全授業科目について、前期と後期の年2回、学生による授業評価アンケートが実施されており、各学期の初めに履修者の欠席状況調査も行われている。学生による授業評価アンケートの結果及び教員によるフィードバック・コメントは公表されており、事務局及び図書館のカウンターにおいて学生が自由に閲覧できるようにしている。

また、問題を抱える学生については、クラス担任が個別の面談を実施して問題解決に向けた指導を行うとともに、毎月開催の学科会議においても、その指導結果が報告されるなど、学生の履修状況を全教員で共有し、学修指導の改善に生かすように努めている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の安定のために学生生活委員会、学生生活課が置かれているほか、クラス担任が大学生活全般にわたって学生の相談相手となって効果を上げている。メンタルケアやカウンセリングを行う学生相談室や健康管理を担当する保健センターも、学生生活の安定のために有効に機能している。学生への経済的支援のために、授業料の免除・徴収猶予の制度及び短期大学部独自の多様な奨学生制度を設けている。

学生の意見・要望をくみ上げるために、クラス担任、科目担当教員、サークル顧問、事務職員が相互に連携協力しているほか、学生会からの要望、学生生活調査の実施、個々の学生の意見をくみ上げる意見箱、図書館における購入希望受付けなど、さまざまな仕組みによって、学生の意見・要望の把握に努め、それに対応する努力がなされている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数は法令上の基準を満たしており、幼児教育学科の教育目的に応じた各専門分野の教員が配置されている。職位構成及び年齢構成については、概ねバランスがとれている。

教員の採用・昇任は、「任用規則」「教員選考基準」等によって適正に行われており、公募制が実施されている。教員の評価については、「教育職員評価実施規則」（平成 27 年 4 月 1 日施行）によって、適正に行われることとなっている。FD 活動も組織的に行われており、平成 27(2015)年度からは教員の相互授業参観も開始されている。

教養教育については「教養教育科目」を配置しており、教務委員会が内容の検討及び運営を行っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、図書館、体育施設その他の教育環境は、法令上の基準を満たしているだけでなく、学生サービスや学外者へのサービスのための諸施設も有しており、バリアフリー

化も計画的に進められている。校舎等の耐震診断は平成 20(2008)年度に実施されている。また、幼児教育学科の教育目的を達成するために必要な教室、実験室、実習室、美術室、工作室、ピアノ練習室などが確保されている。

授業を行う学生数は、授業効果が十分見込めるように適切に管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

私立学校法等の各種法令に基づき、寄附行為、理事会会議規則などを定め、理事会、評議員会を適切に運営している。組織規則に基づき法人及び短期大学部の事務組織・所掌事項を規定し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。使命・目的実現のため、事業計画書に基づき教学改革や改組転換を行うなど、法人と短期大学部が一体となり継続的に努力している。

公益通報に関する規則及び研究倫理に関する規則が制定され、研究費の不正使用を防止する計画を策定し、その計画推進のため「研究費不正使用防止計画推進室」を設置している。人権・安全性のため、個人情報、ハラスメント防止、危機管理、防災管理に関する各種の規則を整備している。

教育研究活動に関する情報や計算書類等の財務情報については、ホームページで適切に公開している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、「学校法人神谷学園寄附行為」及び「学校法人神谷学園 理事会会議規則」において規定され、適切に運営されている。ほぼ毎月の定例の会合を行い、また、必要に応じて臨時に開催しており、使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定が行われている。

理事の選任については、寄附行為に基づき適切に行われている。また、監事は理事会への意見表明や法人監査を行うなど、その役割を果たしている。

3-3 短期大学意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 短期大学意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 短期大学意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長の意思決定を支えるため、教育研究に関する審議機関として教授会が置かれている。それを補完する組織として「役職者会議」が置かれ、各種の委員会が設置され、その役割は明確なものとなっている。

学長は「東海学院大学短期大学部 学則」において、学務を掌理し所属職員を統督する旨規定されており、「役職者会議」及び教授会の議長となっている。副学長が置かれ、その権限については、「東海学院大学短期大学部副学長に関する規程」において規定されている。このように、リーダーシップが発揮できる体制が整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

管理部門・教学部門それぞれに「運営協議会」「役職者会議」を設置するなど、管理部門と教学部門間又は教職員間における相互チェックやコミュニケーションの円滑化を図る工夫がなされている。

監事の選任については、寄附行為に定められており適切に選考されている。また監事の理事会への参加状況は良好であり、発言も積極的になされている。評議員会の開催については一部課題があるものの、評議員の選考に関しては寄附行為に基づいて行われており、評議員の出席状況も良好である。

理事会・評議員会・教授会などを通じ、トップがリーダーシップを発揮するとともに、各種委員会・各関連部署との協議を通じ教職員の情報・意見などをくみ上げるように努めている。

【改善を要する点】

○直近の平成 26(2014)年度決算においては、理事会による承認の前に評議員会で議決しているため、私立学校法の定めのとおり手続きを行うよう改善を要する。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人神谷学園 組織規則」「学校法人神谷学園文書管理規則」などにおいて事務組織・職務分担を明確にしている。教職員の任用・配置に当たっては、「学校法人神谷学園 就業規則」「任用規則」などにおいて規定され、適切に運用されている。

大学・短期大学部の管理運営上の諸問題に対しては、毎月 1 回定期的に学長が議長となり「役職者会議」を開催し、その解決に向けた協議を行っている。

若い職員の割合が増加する中、資格取得や専門知識の習得のためのセミナー等への参加を推進するなど、SD(Staff Development)に関し積極的に取り組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

毎年度作成している事業計画に加え、平成 23(2011)年度には「学校法人神谷学園 経営改善計画 平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度」を策定し、一層の安定的な財務基盤を確立すべく、教学・人事政策・施設整備等を含めた幅広い項目について全学的に取り組んでいる。直近 2 年間は経費支出の削減の成果もあり、帰属収支差額の黒字を確保するなど財務状況は改善傾向にある。

外部資金の獲得においても、科学研究費助成事業はじめ各種外部競争的資金の獲得に努

めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人神谷学園経理規則」「学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程」「学校法人神谷学園 資産運用管理規則」などの各種規則に基づき適正になされている。

補正予算の編成に当たってはあらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の承認を得た上でなされている。公認会計士による会計監査及び監事による監事監査については、法令や各規則に基づき適正に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「東海学院大学短期大学部 学則」第 2 条において、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うと定めている。

平成 4(1992)年に「自己点検運営委員会規約」等を制定し、「自己点検運営委員会」を組織するなど、早い段階から自主的・自律的に自己点検・評価を実施する体制を構築しており、以降毎年自己点検・評価を実施している。

平成 17(2005)年以降、自己点検・評価体制を更に強化するために組織再編を行い、現在は全学的な組織である「大学教育研究開発センター」傘下の「点検・評価委員会」が自己点検・評価を行っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、各関係部署において作成した各種データ・資料等の客観性の高いエビデンスに基づき実施されている。

また、報告書の作成に当たっては、「学生生活調査」「授業アンケート」といった学生の生の声や「保健活動年間報告」など具体的なデータに基づき実施されている。

自己点検・評価報告書は事務局に常備し、教職員等関係者が必要に応じて閲覧できるようにしている。平成 11(1999)年、平成 14(2002)年、平成 18(2006)年には作成した自己点検・評価報告書は大学・短期大学部の全教職員に配付する等学内での結果共有に努めている。平成 25(2013)年度よりホームページに報告書を公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

教育研究活動の改善と教育の質の向上を図るため、「点検・評価委員会」が自己点検・評価を実施し、その中で発見された改善・向上が必要な事項を「役職者会議」・教授会・各種委員会等各部門にフィードバックされている。その上で各部門において改善・対応策が検討され、実施に移されている。

その結果に関し、「役職者会議」・教授会などに報告・審議する流れとなっている。このように、全学で PDCA サイクルを回す仕組みができています。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

- A-1-① 教育研究活動を通じた大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

【概評】

短期大学部が持つ物的・人的資源を地域社会に提供するべく、併設の四年制大学と共同して、無料公開講座を開講し、子育て支援事業「あそびの森」活動を展開し、図書館内に「絵本ミュージアム」としての「東海えほんの森」を設置している点は、評価できる。

「あそびの森」活動は、月に1回（土曜日）、未就学児と保護者を保育実習室に招き、遊びのプログラムを提供する子育て支援事業であるが、その支援には、授業の一環として学生も参加する点に特色がある。毎回、約40人の学生が、準備（室内装飾、危険防止の工夫）、受付・案内、託児関係業務、遊び（造形遊び、リズム遊び等）の援助を担当する方式が採用されており、最終的には学生全員が、子どもと保護者のつながりを間近に観察できることになっている。

「東海えほんの森」は、約1,700点の絵本・紙芝居等を所蔵し、メルヘンの雰囲気がある館内空間を整えながら、地域の乳幼児・保護者、幼稚園・保育所の子どもたちに対して、「絵本に親しむ場」「交流の場」を提供しているが、学生が「絵本の読み聞かせ」等を行う「教育実践の場」としての役割も果たしている。

「あそびの森」及び「東海えほんの森」の活動は、地域貢献活動でありつつ、学生に対する教育効果にも優れており、幼児教育学科の特性を生かした実践事例として、高く評価できる。

